

＜京都市＞子ども医療費支給制度の改正内容について

◆平成 25 年 9 月診療分より網掛け部分が拡充します。

年齢	入院外	入院
	一部負担金	一部負担金
0 歳～3 歳未満	200 円	200 円
3 歳～小学 6 年生	3,000 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	200 円

◆子ども医療費負担者番号

行政区名	公費負担者番号								
北 区	4	5	2	6	5	0	1	4	
上 京 区	4	5	2	6	5	0	2	2	
左 京 区	4	5	2	6	5	0	3	0	
中 京 区	4	5	2	6	5	0	4	8	
東 山 区	4	5	2	6	5	0	6	3	
山 科 区	4	5	2	6	5	0	7	1	
下 京 区	4	5	2	6	5	0	8	9	
南 区	4	5	2	6	5	0	9	7	
右 京 区	4	5	2	6	5	1	0	5	
西 京 区	4	5	2	6	5	1	1	3	
伏 見 区	4	5	2	6	5	1	2	1	
深草地区	4	5	2	6	5	1	3	9	
醍醐地区	4	5	2	6	5	1	4	7	
洛西地区	4	5	2	6	5	1	5	4	
京北地区	4	5	2	6	5	1	6	2	

◆留意事項

- ①「京都市子ども医療費受給者証」の提示があれば、レセプトは子ども医療との併用レセプトとして、また被用者保険の場合は、「43・44・45 福祉及び子育て支援医療費請求書」にて請求してください。

- ②レセプトの一部負担金額欄への 3,000 円未満の記載は、窓口徴収額ではなく、請求点数×公費割合（2割・3割）額を1円単位で必ず記載してください。

- ③「43・44・45 福祉及び子育て支援医療費請求書」裏面の＜記載上の注意＞について、制度名を変更しています。
 - ・母子家庭医療→ひとり親家庭医療
 - ・自立支援医療→障害者総合支援医療
 - ・⑩を追加※現行の様式は、裏面＜記載上の注意＞の変更をご理解のうえ、10月以降ご使用いただいても差し支えございません。